令和7年8月5日 高槻市人権施策推進審議会資料

資料 2

相談業務における人権関係相談の状況調査結果一覧 <令和6年度>

市民生活環境部 人権・男女共同参画課

【調査結果の概要(まとめ)】

- ■本市の各種相談業務について、人権関係相談の件数をまとめたものです。 令和6年度と令和5年度を比較しています。
- ■令和6年度の人権関係相談の件数は1,982件で、前年比で件数が約18%減となりました。
- ■件数が最も多かったのは「(II)児童家庭相談」で、72 I件(全体の約36%)でした。
- ■その他、件数が多かったのは「(I8)障がい者相談支援」、「(3)DV相談」、「(I7)高齢者総合相談」などが続いており、虐待や暴力、権利擁護に係る相談が多くなっています。

No.	課題別	相談業務名	業務内容	担当課	令和 6年度	令和 5 年度	人権関係相談の主な内容・対応方法
(1)	女性	女性相談 (一般相談)	女性が日常生活で直面する様々な問題に、専門の女性相談 員や女性弁護士による相談	人権・男女共同参画課	3	9	女性に対する配偶者(事実婚含む)等からの暴力事案 ※主な対応方法⇒制度の説明、DV相談案内
(2)	女性	女性相談 (法律相談)		人権・男女共同参画課	9	18	女性に対する配偶者(事実婚含む)等からの暴力事案 ※主な対応方法⇒専門機関等の紹介
(3)	全般	DV相談	DV被害者からの相談に対し、状況の聞き取りを行い、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。	人権・男女共同参画課	248		配偶者(事実婚含む)等からの暴力事案 ※主な対応方法⇒制度の説明、支援、関係機関の紹介 など
(4)	子ども	ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子自立支援員を 配置し、ひとり親家庭の父、母の相談	子ども政策課	43	29	暴行・虐待事案(配偶者等・児童) ※主な対応方法⇒内容の聞き取りを行い、助言・ 指 導及び警察へ案内。
(5)	子ども	子育て相談	子育てに不安を持ち、悩む親に対して、子育て相談を実施 すると共に、保育所の地域開放や他機関の紹介を行う。	保育幼稚園総務課	0	0	
(6)	子ども	子育て相談 (市立幼稚園)	子育てに不安を持ち、悩む親に対して、基本的生活習慣、 発育・発達、育児方法等に関する事項について、子育て相 談を実施し、育児不安や子育て方法についての相談に対 し、具体的なアドバイスを行うとともに、関係機関への紹 介を行う。	保育幼稚園総務課	3	3	虐待関係等の相談事案 ※主な対応方法⇒関係機関との連携
(7)	子ども	子育て相談 (市立保育所)		保育幼稚園総務課	0	0	
(8)	子ども	子育て相談 (民間保育園)		保育幼稚園総務課	0	0	
(9)	子ども	子育て相談 (子育て総合支援セン ター)		子育て支援課	0	0	
(10)	子ども	子育て相談 (地域子育て支援センター 及びつどいの広場)		子育て支援課	0	0	
(11)	子ども	児童家庭相談	心理職・保育士・保健師・社会福祉士等の職員配置を行い、0歳から 8歳未満までの子どもに関する児童家庭相談を行い、保護者の育児不安や負担感に対応するため、安心感をもってゆっくりと話せるような環境を提供し、専門職員等が保護者と共に考えながら継続的に支援を行う。	子育て支援課	721	1,025	虐待事案(児童) ※主な対応方法 ・保護者への事実確認と警告、所属機関によるモニタ リングと市からの訪問、面接による指導。 ・職員による現認、児童相談所との連携による保護、 モニタリングの継続。
(12)	子ども	障がい児相談支援	0歳から 8歳未満までの障がい児等に対し、地域で安定した生活を送れるよう支援を行う。	福祉相談支援課	88	89	権利擁護等に関する相談 ※主な対応⇒家族、障がい児への相談対応

No.	課題別	相談業務名	業務内容	担当課	令和 6 年度	令和 5 年度	人権関係相談の主な内容・対応方法
(13)	子ども	面接教育相談 (ことば・発達に関する相 談や不登校等の相談)	教育上の課題や子どもの心理・ことばの発達などの悩みに 関する面接相談と電話相談を実施し、主訴解決に向けて、 学校や他機関とも連携を図りながら支援を行う。(対象 者:市内在住3歳〜I8歳本人・保護者及び関係者で面接 相談・電話相談を希望する人)	教育センター	0	0	
(14)	子ども	電話教育相談		教育センター	7	4	いじめ事案 ※主な対応方法⇒学校、関係機関との連携
(15)	子ども	青少年相談	青少年の悩み事に対して、子どもや青少年自身、保護者からの、電話相談、面接相談を実施する。また、相談機関の 紹介などを行う。		0	0	
(16)	高齢者	高齢者虐待防止支援	高齢者虐待についての相談や支援	福祉相談支援課	45		高齢者虐待に関する通報・相談 ※主な対応方法⇒虐待通報・相談に対する事実確認・ 一時保護など 相談件数 139件
(17)	高齢者	高齢者総合相談 (地域包括支援センター)	「総合相談・支援」 高齢者や家族などからの相談を受け、介護保険サービス以 外のさまざまな制度を利用した総合的な支援する 「権利擁護、虐待の早期発見・防止」 高齢者に対する虐待の早期発見や防止への対応、成年後見 制度等の活用支援する。	福祉相談支援課	221		高齢者に対する相談支援 ※主な対応方法⇒高齢者や家族、関係機関からの高齢 者に関する様々な相談対応、成年後見制度等権利擁護 に関する相談対応 相談件数 8,126件
(18)	障がい者	障がい者相談支援	障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員を配置する事業所に対し相談支援事業を委託し、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等からの日常生活や社会生活を行ううえでの相談を行い、障がい者の自立と社会参加を促進し、地域での生活の助言や指導をし、円滑な生活を送れるように支援する。また、障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がい者虐待防止センターを併設し、障がい者虐待の防止に関して、障がい者や養護者に対する相談支援を行う。	福祉相談支援課	350	445	障がい者相談支援及び障がい者虐待に関する通報・相談 ※主な対応方法⇒成年後見制度等権利擁護に関する相談対応、虐待通報・相談に対する事実確認・一時保護など (相談総件数の内容)令和6年度内訳 総件数(相談支援18,954件、虐待通報97件)、人権関係(相談支援326件、虐待認定24件) 令和5年度内訳 総件数(相談支援20,376件、虐待通報90件)、人権関係(相談支援418件、虐待認定27件)

No.	課題別	相談業務名	業務内容	担当課	令和 6年度	令和 5 年度	人権関係相談の主な内容・対応方法
(19)	障がい者	障がい者生活支援事業	社会資源の活用(既存のサービスにつながる支援) 社会生活力を高める支援・エンパワメント 他機関の紹介 社会資源の作成(グループ活動の支援など)	障がい福祉課 (障 が い 者 福 祉 セ ン ター)	0	0	
(20)	全般	人権110番	対人関係、制度の不満、日常生活での不安などについて聞 き取り、場合により関係機関を紹介する。	人権・男女共同参画課	53	90	日常生活での不安、近隣トラブル ※主な対応方法⇒助言、関係機関の紹介
(21)	全般	人権・生活福祉相談事業	地域住民の自立支援及び福祉の向上等を目的として、福祉 に関する相談をはじめとする様々な相談に応じている。 人権侵害を受け、または受けるおそれがある市民が、自ら の主体的な判断により課題を解決できるように、事案に応	人権・男女共同参画課 (富田ふれあい文化セン ター)	_	I	日常生活での不安 ※主な対応方法⇒関係機関の紹介
(22)	全般	人権・生活福祉相談事業	一の主体的な判断により課題を解決できるように、事業に応じた適切な助言や情報提供などを行う。また、相談者のうち、長期的、継続的な助言・指導が必要な方に対して、関係機関との連携を図りながら総合的に相談支援を行う。	人族,里女共同贫雨锂	0	0	
(23)	労働	労働相談	専門の相談員が、勤労者、経営者及び一般市民からのあら ゆる労働に関する相談に応じ、適切な助言と指導を行う。	産業振興課	34	41	パワハラ:34件 ※主な対応方法⇒助言、関係機関の紹介。
(24)	障がい者・ 労働	障がい者雇用相談	専門相談員が、市内在住の障がい者や、事業所への障がい 者の雇用や就労に関する相談に応じ、適切な助言と指導を 行う。		2	1	パワハラ:2件 ※主な対応方法⇒助言、関係機関の紹介。
(25)	労働	就労支援相談	就労支援相談員が就職困難者の就労に向けて、一人ひとり の状況に応じたきめ細やかな指導・助言を行う。	福祉相談支援課 (くらしごとセンター)	0	0	
(26)	野宿生活者	野宿生活者支援	府社協に業務委託。相談員が巡回相談による実態把握を行 い、必要に応じ関係機関につなげる。	福祉相談支援課 (くらしごとセンター)	0	0	
(27)	その他	一般相談	市民の日常生活上の問題についての相談	市民生活相談課	8	13	外国人への不当な差別発言、他人からの誹謗中傷や嫌がらせ等 ※主な対応方法⇒助言、人権・男女共同参画課へ差別 対象事象の報告、国の相談機関への案内等
(28)	その他	法律相談	契約・保証・賃借・相続・損害賠償・訴訟など法律上の問 題について弁護士による相談	市民生活相談課	5	0	会社でのモラハラ、セクハラ、パワハラ等 ※主な対応方法⇒弁護士による指導
(29)	その他	行政相談	国などの仕事に関する要望などについて行政相談員による 相談	市民生活相談課	ı	ı	いじめ防止対策推進法に基づく市の対応について

No.	課題別	相談業務名	業務内容	担当課	令和 6年度	令和 5 年度	人権関係相談の主な内容・対応方法
(30)	その他	エイズ・感染症相談	感染症予防の相談	保健予防課	0	0	
(31)	その他	こころの健康相談	精神保健福祉相談員等によるご本人やご家族のこころの不 調に関する相談	保健予防課	115	51	DV、人権、虐待に関する来所、電話相談等 ※主な対応方法⇒助言、情報提供、関係機関との連携
(32)	その他	消費生活相談	消費生活苦情相談等を専門の相談員が受け、トラブルの効 果的な解決を図る。	(消費生活センター)	17	16	ハラスメント、カスハラ扱いされたこと、SNSへの書 き込みの削除方法など ※主な対応方法⇒助言・関係機関の紹介
(33)	その他	多重債務相談	相談者を生活再建に向けて、大阪弁護士会や大阪司法書士 会との連携・協力体制を強化し、きめ細やかな支援を行 う。	福祉相談支援課 (くらしごとセンター)	0	0	
(34)	生活困窮者	自立支援相談	自立支援相談員が、生活困窮者を早期に困窮状態から脱却 させるために、支援プランの策定など自立に向けた支援を 行う。	福祉相談支援課 (くらしごとセンター)	8	15	配偶者(事実婚を含む)からの身体及び心身に有害を 及ぼす言動(DV)に関する相談 ※主な対応方法⇒人権・男女共同参画課などDV対応相 談課、子ども政策課などひとり親家庭担当課へのつな ぎや紹介。弁護士や警察など法的対応に関わる機関や 資源に関する情報提供。
	合計					2,418	